

毎月人口異動調査 調査結果のご利用にあたって

1 目的

「長野県毎月人口異動調査」は、統計法に基づく国勢調査の実施以降、次の国勢調査の実施までの間における、県及び市町村の人口と世帯数を推計し、行政施策等の基礎資料を提供します。

2 推計の方法

「平成27年国勢調査結果(確定値)」による人口及び世帯数を基礎にして、住民基本台帳の状況を基に県内各市町村から報告された前1か月間の人口と世帯数の異動を加減して推計しています。

(各市町村が発表している人口及び世帯数とは推計方法の違いにより数値が一致しない場合があります。)

3 利用上の注意

(1) 県計と市町村別人口の合計は一致しません。

県計は県内市町村間の移動を考慮せず、国・都道府県間の移動のみを加減して算出しています。

一方、市町村別人口は県内市町村間の移動も加減して算出しており月をまたぐ転出入があった場合、転出分は減算されますが、転入分は翌月に加算されることがあります。

このため、県と市町村別の人口の合計は、一定時点でみた場合必ずしも一致しません。

例) 長野市在住の男性が、上田市に転居するため、長野市に2007年4月に転出届を提出した。

その後、この男性は2007年5月に上田市に転入届を提出した。

⇒ 人口の移動状況は、移動月の翌月の1日現在に反映されるため、長野市の5月1日現在の人口は1人減少となるが、上田市の人口に1人増加となるのは6月1日現在となります。

この届出の時間差によって、県計と市町村別人口の合計は一致しないこととなります。

(2) 転入・転出総数の県計は、各市町村の転入・転出総数を単に合計したものです。また、県外転入・転出の県計には従前地不明及び転出先不明を含みます。

(3) 「その他」は、職権記載・職権消除・国籍喪失等です。